

○ 健康増進法（平成十四年法律第百三十三号） 新旧対照条文（抄）
 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抄）（附則第十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p>改 正 後</p>	<p>改 正 前</p>
<p>（健康診査等指針との調和） 第七十条の三 第六十六条第一項の厚生労働省令、第六十六条の五第二項の指針、第六十六条の六の厚生労働省令及び前条第一項の指針は、健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第九条第一項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならぬ。</p>	<p>（新設）</p>